

返戻金制度に関する事項

弊社が紹介した採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、6カ月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合には、基本契約書に基づいて受領した紹介手数料から、次に定める金額を求人者に返戻します。

なお、紹介手数料の返戻の時期については、採用決定者の退職後30日以内とします。

- ・入社後1カ月未満に退職した場合 紹介手数料の80%
- ・入社後3カ月未満に退職した場合 紹介手数料の50%
- ・入社後6カ月未満に退職した場合 紹介手数料の20%

ただし、以下のいずれかの事由に該当する場合には紹介手数料の返戻は行わないものとします。

- (1) 求人者の採用決定に対する対応が、各種労働関連法に違反し、それを事由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合
- (2) 採用決定者に対する労働条件が、本件雇用契約の内容と異なる事に起因する退職の場合
- (3) 上記等の理由以外で求人者の都合により退職する事となった場合